



鐘の音 静かな古寺の一隅に、吊り下げられた鐘を見る。爽やかな陽光に醸し出されるその風情に、ふと鐘の音を聴きたくなった。どんな音色だろう、どんな残響だろう、そんな衝動にしばし佇む。心地よきそよ風になびく、赤い花をつけた緑の葉がそよいでいる。重厚な緑青の鐘は微動だにしないが、周囲のささやきのなかになにか余韻を感じさせるのは気のせいだけではないと思う。なぜなら、それに合わせてハミングしている自分に気がついたから。(長谷寺にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 従業員を採用したときは速やかに資格取得を!! ● お忘れなく 国民年金の種別変更の手続き!!
- 国民年金保険料は、退職(失業)による特例免除があります!! ● ご存じですか? 学生納付特例制度 ● 年金と雇用保険の調整
- 協会けんぽからのお知らせ ・平成24年3月分から協会けんぽの保険料率が変わります ・東日本大震災で被災された皆さまへ ・協会けんぽ大阪支部事務所移転のお知らせ
- インターネットサービス「ねんきんネット」で将来の年金額を試算できるようになりました!
- 労務事務講習会 ● 年金事務講習会 ● 第57回大阪府社会保険協会写真コンクール入賞作品決まる
- 卓球大会が開催されました ● 健康ウォーク開催について

職場内で回覧しましょう

従業員を採用したときは 速やかに資格取得を!!

被保険者となる人は

社会保険に加入している会社、工場、商店など（適用事業所）に常時使用されている人は、本人の意思や国籍、年齢、年金受給の有無等にかかわらず、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

「常時使用されている人」とは、雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受けるといふ使用関係が常用的であることをいいます。

常用的雇用関係のパートタイマーの従業員は

パートタイマーなど短時間労働者については、使用関係が常用的雇用関係にあるか否かで判断しますが、判断の目安は、次のように勤務時間および勤務日数ともに基準を満たしたときに被保険者となります。

①1日または1週間の勤務時間が一般従業員の所定労働時間のおおむね4分の3以上であること。

②1カ月の勤務日数が一般従業員の所定労働日数のおおむね4分の3以上であること。

※ただし、これらは一つの目安であり、一律にこれにあてはめて機械的に決めるのではなく、就労の形態、内容を総合的に考えて判断します。

資格取得日は

被保険者の取得年月日は、就労することにより、その対価として報酬の支払いを受けることとなる事実上の使用関係が生じた日になります。

入社後、従業員としての適格性をみるため、就業規則等で一定期間の試用期間を定めている事業所がありますが、この期間は健康保険法・厚生年金保険法で規定している「臨時の雇用期間」には該当しないため、その期間の初日が資格取得日になります。

資格取得届は、5日以内に

事業主は、従業員を雇用した場合は、その日から5日以内に「被保険者資格取得届」を管轄する年金事務所に提出してください。

届出が正しくされない場合、健康保険の給付が受けられなかったり、将来の年金にも影響が生じることがあります。

またその届出が遅れたりしますと遡及して資格を取得することとなり、保険料を一括して納めていただくとともに、その被保険者が厚生年金等を受給している場合には、支払われた年金の一部、または、全部を返納していただくこともありますので「被保険者資格届」は正しく速やかに提出してください。

添付書類

被扶養者がいる場合

→健康保険被扶養者(異動)届〔原則として、被保険者資格届と同時提出〕

65歳までの定年再雇用の場合

次の書類を添付してください。〔被保険者資格喪失届と同時提出〕

→以下の①と②両方または③(できるだけ①と②を提出してください)

①就業規則、退職辞令の写し(退職日の確認ができるものに限る)

②雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことが分かるものに限る)

③「退職日」および「再雇用された日」に関する事業主の証明書(事業主印が押印されているものに限る)

被保険者資格取得届出が60日以上遅延した場合

事実確認のため、次の書類を添付してください。

→賃金台帳(写)および出勤簿(写)

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

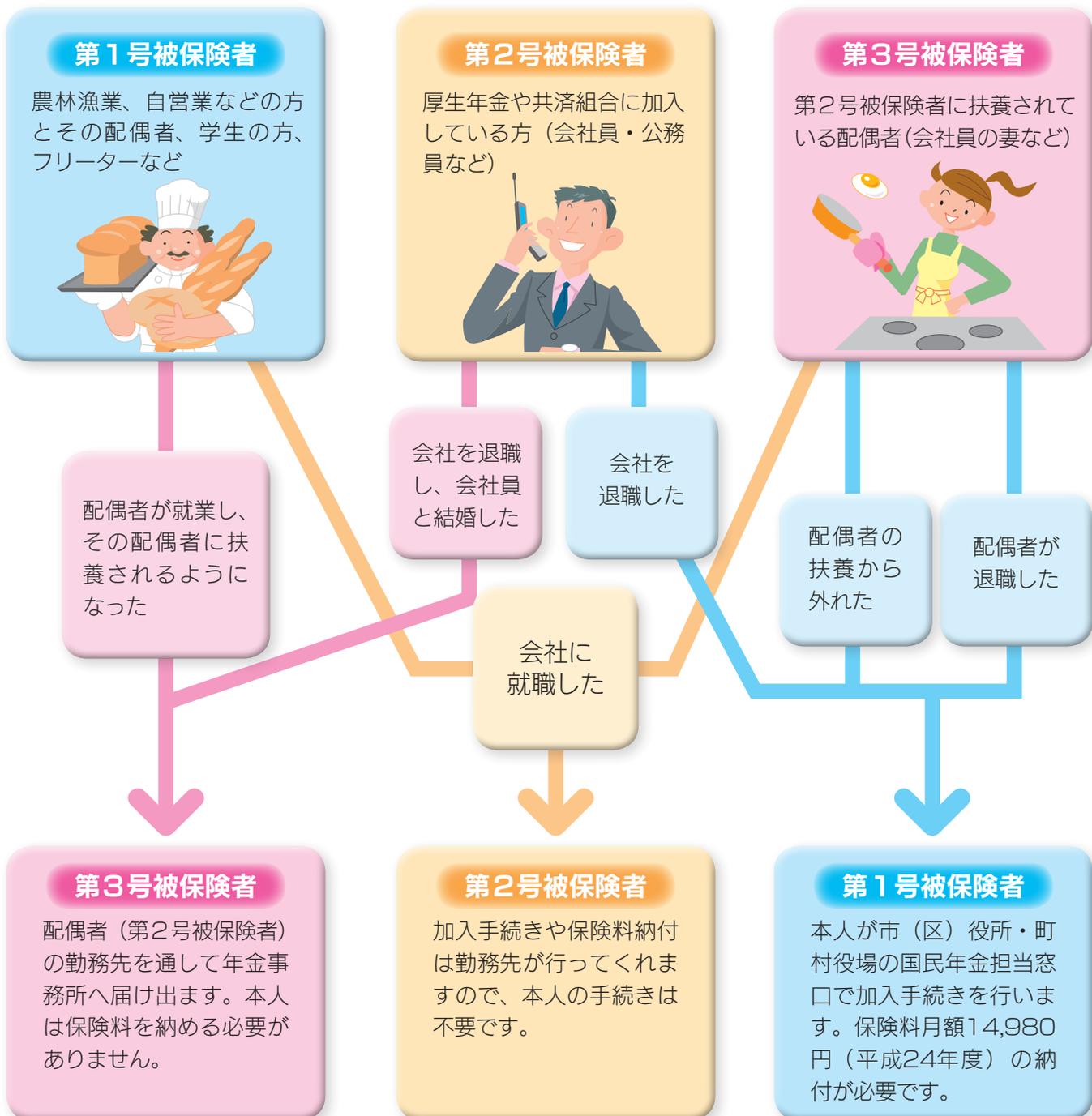
お忘れなく

国民年金の 種別変更の手続き!!

春はなにかとあわただしい季節です。バタバタしているうちに大切な手続きが忘れがちになります。

就職・転職・退職・結婚などの場合には、国民年金の加入の仕方（種別）が変更となる場合があります、その都度届出が必要となりますのでご注意ください。主なケースは次のとおりです。

手続きを忘れたままにすると、年金が受けられないなどの不利益が生じる場合もありますので、忘れずに手続きをしましょう。



※国民年金の保険料は毎年4月に改定されます。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

国民年金保険料は退職(失業)による 特例免除があります!!

退職(失業)されたことにより、国民年金保険料の納付が困難な場合には
特例免除の申請ができます。

メリット

①

保険料の全額が免除された期間についても、保険料の全額を納付した場合の年金額の2分の1が受けられます。

平成21年3月分以前は、保険料の全額が免除された期間の年金額が、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されるようになりました。

メリット

②

万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

メリット

③

失業者の所得を除外して審査！（7月から翌年6月分までが審査対象）

通常の申請免除は本人・同一世帯の世帯主・配偶者の前年の所得を含めて審査しますが、特例免除とは、対象となる失業された本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されるものです。（失業された方以外に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります）

審査の対象 となる所得

通常の免除 = ○申請者本人の前年所得 ○申請者の配偶者の前年所得 ○世帯主の前年所得

特例免除 = ~~○申請者本人の前年所得~~ ○申請者の配偶者の前年所得 ○世帯主の前年所得

（申請者本人が退職（失業）した場合）

手続き

特例免除は、申請する年度または前年度において退職（失業）の事実がある場合に対象となります。保険料免除の申請は、年金事務所または住民票のある市区町村役場へ「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出（郵送可）してください。

※この特例免除については、配偶者・世帯主が退職された場合も対象となります。

※申請書は市区町村役場、年金事務所にあります。

手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ・認め印（本人署名する場合は不要）
- ・失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票等）

免除承認期間の追納のおすすめ

国民年金には、追納という制度があり、10年以内なら免除を受けた期間の保険料をさかのぼって納めることができます。

追納をすることにより老齢基礎年金の支給額が増額されます。

ただし、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に経過期間に応じた加算金がつき、納めていただく保険料が高くなりますので、お早めに納付されることをおすすめします。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

ご家族に学生がいらっしゃる皆さまへ

ご存じですか？ 学生納付特例制度

国民年金の学生納付特例って…？

日本国内にお住まいの方は20歳になると国民年金への加入が義務づけられ、年金保険料の納付が始まります。所得が少ないなど保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があり、**学生納付特例制度**もその1つです。他の免除・猶予制度が本人だけでなく世帯主や配偶者の所得も審査するのに対し、本制度は**学生本人のみの所得審査**を行い、前年所得が一定基準以下であれば（1月～3月に申請される場合は前々年所得）、納付の猶予が承認されます。なお、申請により学生納付特例の承認を受ける期間は『4月～翌年3月まで』で、**年度ごと**に申請が必要です。引き続き本制度の利用をご希望の方は新年度になりましたら、忘れずに手続きをお願いします。

該当する対象者は…？

20歳以上の学生（次のⅠ・Ⅱに在学する昼間、夜間、定時制、通信制課程の学生）

- Ⅰ. 学校教育法に定められている大学（大学院）や短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程）
- Ⅱ. 政令で定める専修学校に準ずる教育施設（例：理容・美容師養成施設、栄養士・調理師養成施設など）

※なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。

申請が承認されると…？

①将来の老齢年金の**受給資格**をみる場合に必要な期間に算入されます。

※**受給できる年金額**には反映されません。

②けがや病気などで障害者となった場合の障害基礎年金や死亡した場合の遺族基礎年金が保障されます。

※一定の受給要件有

③学生納付特例の承認を受けた期間は**10年以内**であれば古い順から順に**追納**（さかのぼって保険料を納め、将来受給する年金額を満額に近づけること）することができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は**経過期間**に応じて当時の保険料に**加算金**がつきます。

平成23年度の申請はお済みですか？

平成23年度（H23.4月～H24.3月）に学生である方の申請受付は**平成24年4月末日まで**です。この期間を過ぎると平成23年度の申請はできなくなってしまいますので、まだ申請をされていない学生さんで保険料の納付猶予をご希望の方は期限までに申請してください。



ご不明な点は…

年金に加入していらっしゃるご本人がお住まいの市区町村役場または住所を管轄する年金事務所までお問い合わせください。

年金と雇用保険の調整

60歳台前半の老齢厚生年金と調整

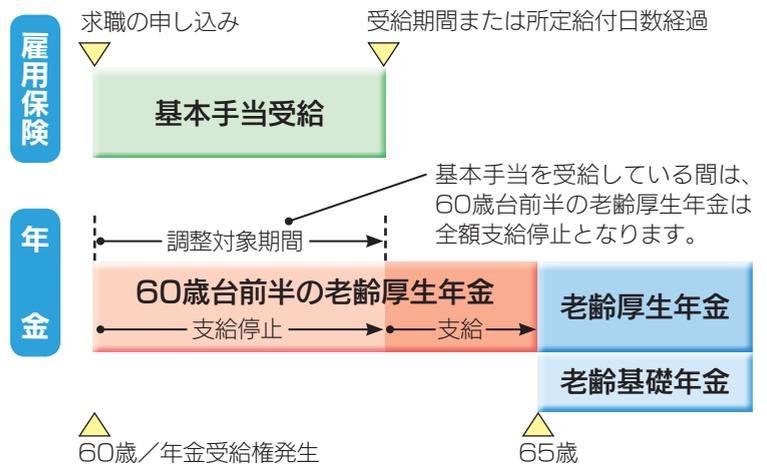
60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険の基本手当(求職者給付)や高齢雇用継続給付(高齢雇用継続基本給付金または高齢再就職給付金)を受けられる場合は、年金の全額または一部が支給停止となる調整が行われます。船員保険の失業保険金や

高齢雇用継続給付を受けられる場合も、同様です。

60歳台前半の老齢厚生年金の請求手続きを行う場合には、「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」に雇用保険の被保険者番号を記入し、雇用保険被保険者証等を添付することになっています。

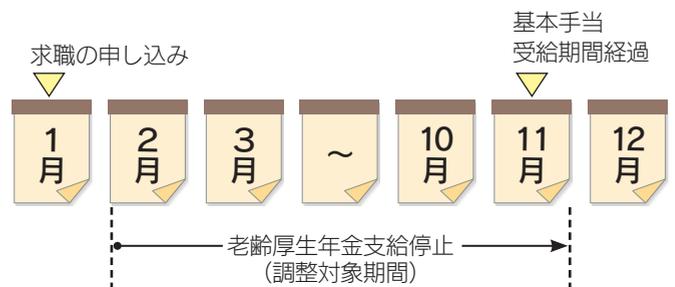
基本手当受給期間は年金が全額支給停止

60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が基本手当を受ける場合は、基本手当が優先し、その間の老齢厚生年金は全額支給停止となります。



求職申込月の翌月から支給停止

支給停止の期間は、求職の申し込みを行った月の翌月から基本手当の受給期間または所定給付日数が経過した月までの間(調整対象期間)です。この期間中でも、基本手当の支給対象日が1日もない月については老齢厚生年金が支給されます。



※待機期間や給付制限期間については支給対象日とみなされますのでご注意ください。

基本手当受給による支給停止の事後精算

調整対象期間中は、基本手当を1日でも受けると、その月は年金が支給停止されます。このため、同じ日数分の基本手当を受けても、人によって支給停止月数が異なる場合があります。そこで、基本手当の受給期間または所定給付日数の経過後、精算が行われます。

具体的には、受給期間または所定給付日数が経過した時点で、次の式で計算した支給停止解除月数が1以上の場合には、その月数分の支給停止が解除され、直近の支給停止月分から順次さかのぼって老齢厚生年金が支給されます。

※実際に基本手当を受けていない待機期間や給付制限期間はこのときに精算されます。

支給停止
解除月数

=

支給停止
月数

-

基本手当支給対象の日数
÷ 30 (1未満切り上げ)

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

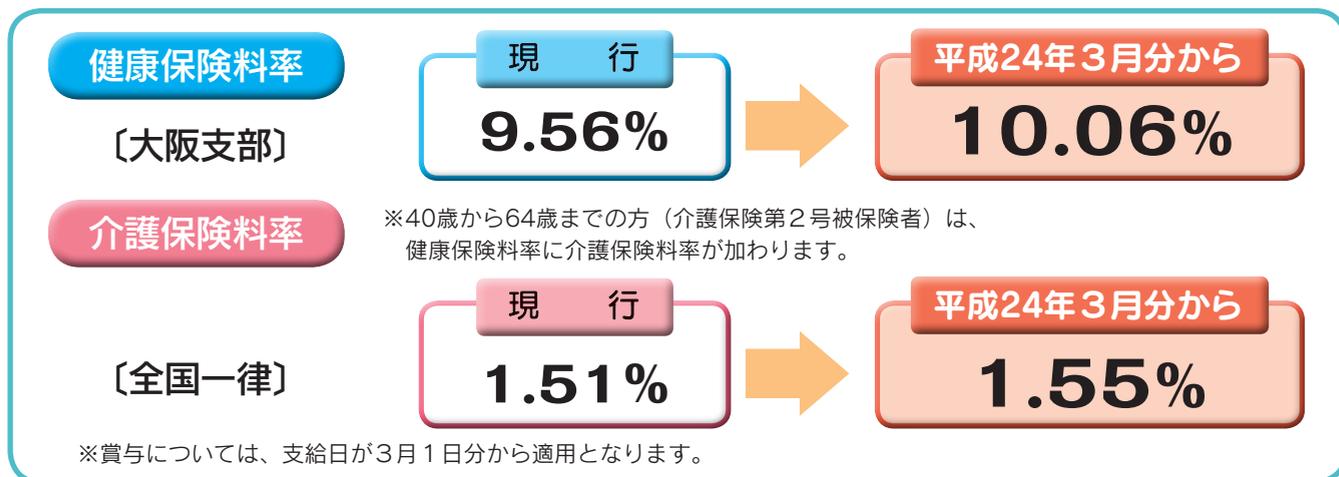
協会けんぽからのお知らせ

平成24年3月分から 協会けんぽの保険料率が変わります

協会けんぽは厳しい医療保険の財政状況のなか、昨年、健康保険料の引き上げをお願いいたしましたが、高齢者医療への拠出金の大幅な増額などもあり、状況は依然として厳しく、**本年3月分の保険料（4月納付分）**から、大阪支部の健康保険料率を**10.06%**への引き上げをお願いせざるを得なくなりました。

厳しい経済状況のなかではありますが、加入者の皆さまの医療・健康・生活を支えるため加入者・事業主の方々には、このようなご負担につきまして、なにとぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

※任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料から変わります。



◆特定保険料率、基本保険料率について

健康保険料率（10.06%）のうち、**6.05%**は加入者の皆さまのための医療費等に充てられる**基本保険料率**となり、**4.01%**は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる**特定保険料率**となります。また、特定保険料率の理解を深めていただくため、事業主の皆さまにおかれましては、被保険者負担分の保険料を徴収する際には、給与明細書等に健康保険料率の内訳として特定保険料率と基本保険料率を示すなど、特定保険料率について、被保険者に周知していただきますようご理解とご協力をお願いします。

東日本大震災で被災された皆さまへ

震災の被災者の方で、要件に該当する方は医療機関に受診された際「**健康保険一部負担金等免除証明書**」を窓口にて提示することにより一部負担金が免除されています。

この制度は平成24年2月29日に終了する予定でしたが、このたび**期間が延長**されることになりました（入院時食事療養費等の標準負担額除く）。お手持ちの免除証明書の有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている方も**3月以降引き続き使用可能**です。

延長の期間は免除要件に該当された理由によって異なりますのでご注意ください。

福島原発事故による警戒区域等 ^(※) のすべての住民の方	平成25年2月28日まで
上記以外の方	平成24年9月30日まで

(※)警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,98.html>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽ大阪支部事務所移転のお知らせ

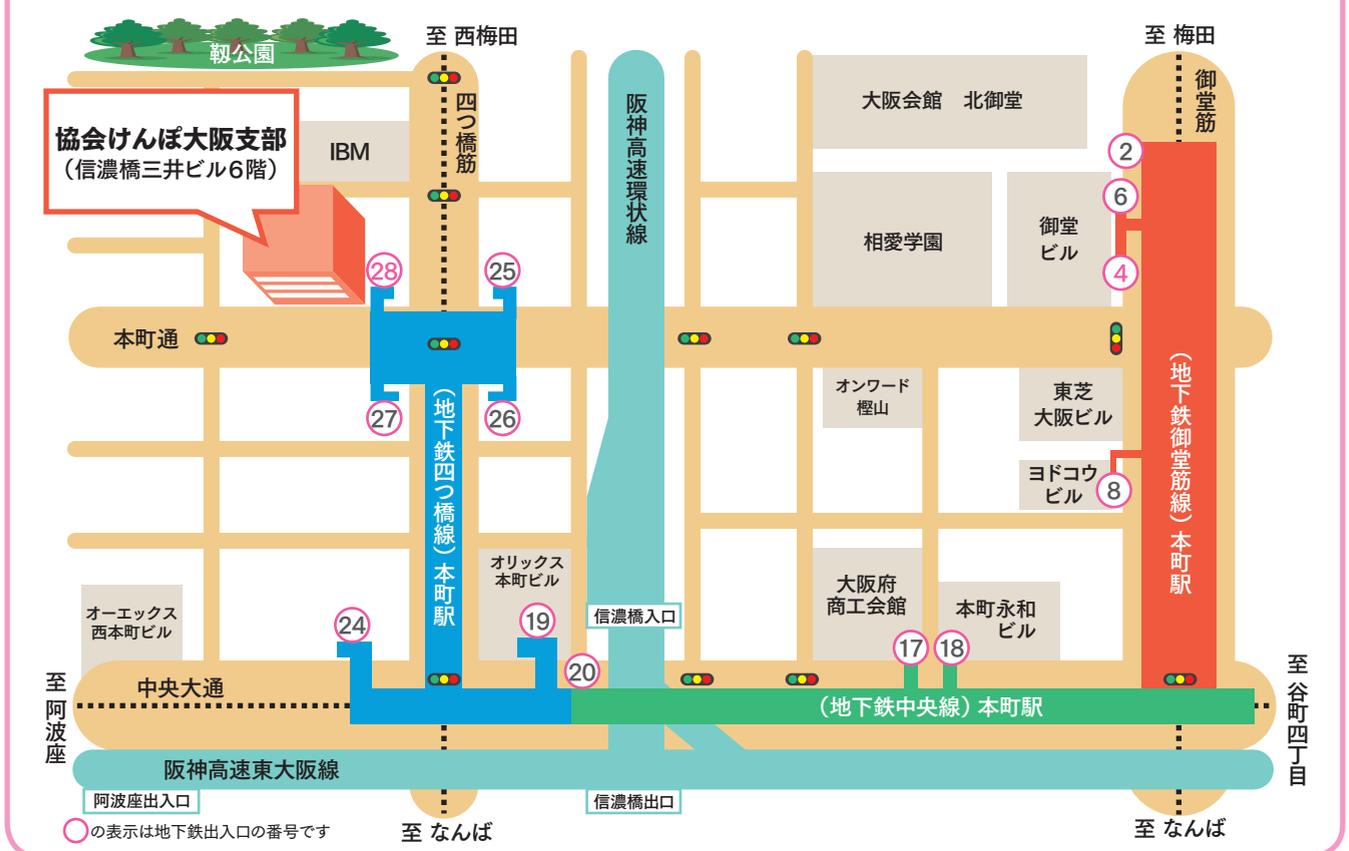
協会けんぽ大阪支部は、**平成24年3月21日(水)**より下記へ移転いたしました。皆さまにはご迷惑をおかけしますが、なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

移転先

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

電話：06-7711-4300(自動音声案内) ※電話番号も変更になりました

全国健康保険協会 大阪支部 周辺マップ



アクセス

地下鉄四つ橋線・中央線 本町駅 28号出口よりすぐ

地下鉄御堂筋線 本町駅 4号出口より徒歩約5分

※お越しの際は公共の交通機関をご利用ください。(専用駐車場はございません)

- ▶ 現在お持ちの健康保険証や限度額適用認定証などの各証は引き続きご使用いただけます。
- ▶ 事務所移転に伴って加入者および加入事業所さまにお願いするお手続きはございません。

協会けんぽへの
申請は郵送で！

協会けんぽで受付しております申請書はすべて郵送での提出が可能です。
申請書の郵送での提出にご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,98.html>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

あなたの年金をカンタン確認

 **ねんきんネット**



インターネットサービス「ねんきんネット」で 将来の年金額を試算 できるようになりました!



NEW

**ライフプランに合わせて
年金額の試算ができます!**

「将来、年金を受け取りながら働き続けた
場合の年金額はいくらになるの?」

「このまま働き続けた場合、何歳から、ど
の程度の年金を受け取れるの?」

など、グラフでわかりやすく表示します。

※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用い
ただけませんので、あらかじめご了承ください。

いつでも、
最新の年金記録が
確認できます!

記録の「もれ」や
「誤り」の発見が
容易になります!

「ねんきん定期便」や
「振込通知書」の
内容がご自宅で
確認できます!

(平成24年4月よりサービス開始予定)



具体的な年金見込額試算の例

これまで

ねんきんネット

中高年の方



58歳男性の例

ねんきん定期便での見込額(※)
61歳～64歳 795,000円
65歳～ 1,812,500円

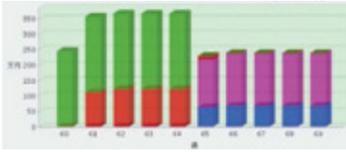
※60歳以降、厚生年金に加入され
ていないことが前提

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
65歳まで
給与 240,000円

見込額 (在職老齢年金)

61歳～64歳 744,000円
65歳～ 1,910,700円



若年の方



33歳女性の例
(厚生年金に13年加入)

ねんきん定期便での見込額(※)
380,600円

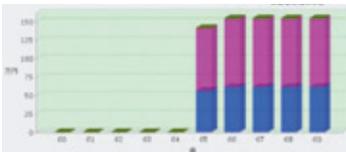
※これまでの加入実績のみでの
見込額

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
60歳まで
給与 200,000円

60歳まで加入後の見込額

1,356,000円



日本年金機構

Japan Pension Service

まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を!



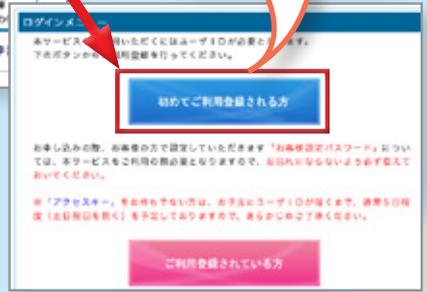
1. 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「インターネットサービス」にある「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。



ご利用開始のための「ログインメニュー」が表示されますので、「初めてご利用登録される方」ボタンをクリックします。



2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、**アクセスキー**の有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●携帯電話からも、右記バーコードにてユーザIDの申込みができます。



●アクセスキーとは…

お客様の誕生日月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

詳しくは、「ねんきんネット」で検索



http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050(一部)の電話、

070の電話からおかけになる場合は

03-6700-1144

労務事務講習会

『実務に役立つ労働保険・社会保険の基礎』

事業所の事務担当者の方を対象に「労務事務講習会」を開催します。
～採用から退職まで いつ、どこへ、どのような手続きが必要なのか～

● 日程・場所・定員 **開催時間：13:30～16:30**

- 平成24年5月10日(木) 薬業年金会館 <中央区谷町6-5-4> (定員100名)
- 平成24年6月 6日(水) 薬業年金会館 <中央区谷町6-5-4> (定員100名)

両日とも説明の内容はすべて同じです

講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・柳田 治美氏

● 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)

● 参加費用 ●会員事業所の被保険者 **無 料**
●非会員事業所の被保険者 **1,000円**

非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付します。
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

● 申込の締切 **平成24年4月20日(金)必着**

● 申込方法

- ① 労務事務講習会 参加申込書(コピー可)
- ② 平成24年度の協会年会費をお支払いいただいた領収書(控)のコピー
- ③ 宛先を明記した返信用はがき

①～③を同封のうえ、「(財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。

④ 年会費の領収書のコピーがない場合は非会員事業所として取り扱いますので、参加費用1,000円が必要となります。

参加者には返信用はがきにより参加証を郵送します。なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。

※お申し込みは1事業所1名様、どちらか1回になりますので、ご了承ください。

お申し込み
お問い合わせ先

(財)大阪府社会保険協会 〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

キリトリ線

⑧

労務事務講習会 参加申込書

事業所名称	健康保険被保険者証 記号・番号	
事業所所在地 〒		
電話番号 ()	性別	男・女
(フリガナ) 参加者氏名		
参加希望日 月 日()		

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

年金事務講習会

事業所の事務担当者の方を対象に「年金事務講習会」を開催します。

● 日程・場所・定員 **開催時間: 13:30～16:30**

① 平成24年5月15日(火) 大阪府病院年金会館(天王寺区六万休町4-11)(定員100名)

<内容> 「もっと知りたい 老齢の年金」

～請求手続きから在職老齢・継続給付～

② 平成24年6月13日(水) 大阪府病院年金会館(天王寺区六万休町4-11)(定員100名)

<内容> 「もっと知りたい 障害・遺族の年金」

～給付のしくみと健保・労災のかかわり～

講師: 社会保険労務士 後藤田 慶子氏・柳田 治美氏

● 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。

● 参加費用 ● 会員事業所の被保険者 **無 料**

● 非会員事業所の被保険者 **1,000円**

非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付します。なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

● 申込の締切 **平成24年4月20日(金)必着**

● 申込方法 ① **年金事務講習会 参加申込書**(コピー可)

② 平成24年度の協会年会費をお支払いいただいた領収書(控)のコピー

③ 宛先を明記した返信用はがき(5月・6月両日とも参加希望の場合は、返信用はがきを2枚同封してください)

①～③を同封のうえ、「(財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。

④ **注** 年会費の領収書のコピーがない場合は非会員事業所として取り扱いますので、参加費用1,000円が必要となります。

参加者には返信用はがきにより参加証を郵送します。なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。

※お申し込みは1事業所1名様になりますので、ご了承ください。

お申し込み
お問い合わせ先

(財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

----- キリトリ線 -----

(年)

年金事務講習会 参加申込書

事業所名称	健康保険被保険者証 記 号 ・ 番 号		
事業所所在地 〒	—		
電話番号 ()	性別	男・女	
(フリガナ) 参加者氏名			
参加希望日	月	日()	月 日()

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

第57回 大阪府社会保険協会写真コンクール

入賞作品決まる

今回の応募作品について、日本写真家協会会員・藤本俊一先生、全日本写真連盟関西本部委員・塚田澄子先生と関係者により慎重に審査が行われ、次のとおり入賞作品が決定しました。

推薦

「この大海原のよつに」

西里 涼子 (株)三陽商会



特選

「なかよし」

稲葉 太一郎
(株)加茂ゴム工業



特選

「お祭り済んで」

浜浦 美津子
ダイヤモンド魔法瓶工業(株)



特選

「金色の笑顔」

越智 豊
サンスター(株)

「この大海原のように」

推薦

西里 涼子 (株三陽商会)

「母と子」のシルエットで、明日への夢をいっばいに聞かせる、実に巧みな処理ですね。黄金色に輝くハイライトと人物の配置も的確で、その組み合わせが、愛情豊かな母子の夢をほうふつとさせ、優しい母の愛情が伝わってきます。海原は寄せて返す波の音を巧みに聞かせ、リズムカルな美しい映像と無限な音楽の叙事詩のなかに誘う秀作です。望遠効果を巧みにいれ、素直な視野での構成に好感が持て、人の絆を語る秀作として評価します。

(藤本 俊一)

「なかよし」

特選

稲葉 太一郎 (株加茂ゴム工業)

窮屈なスノーボードで、遊ぶ子供の表情を的確に捉え、素朴な画面のなかで雪滑りにはしゃぐ、情感いっばいの、素晴らしい作品ですね。右側と進行方向の下部を大きく開けた空間の作り方、白い雪の雰囲気素晴らしく効果的で、この作品を成功させています。シンプルな構成で、子供達の叫声までも聞かせる腕前は大したもの。そのなかに溶け込み、子供とともに遊ぶ撮影者の童心がこんな写真を物にさせたのでしょうか。おめでどう！

(藤本 俊一)

「金色の笑顔」

特選

越智 豊 サンスター(株)

金色に輝く薄の草原でしょうか、爽やかな秋のスキの風渡る音色を聴きながら無邪気な顔面いっばいの笑みで抱かれる子。お母さんの微笑みにも母子の絶大な絆が第三者に大きく伝わり共感を覚える。罹災された東北の方々に笑顔と希望を分かち合うような作品で大変見事です。

(塚田 澄子)

「お祭り済んで」

特選

浜浦 美津子
ダイヤモンド魔法瓶工業(株)

お祭り済んでつかれたなあ……の雰囲気が大変よく分かり、ご苦労さまと声をかけてあげたい気がします。祭りの子役？大役を終えて緊張から解放された心地よい眠り、主役が浮上し端的で強さと可愛さが同居し、背景の人物の足元がいい奥行きとなり、内容を一層深めた傑作です。

(塚田 澄子)

【審査総評】

藤本 俊一(日本写真家協会員)

今年の応募作品で感じることは、家族の絆を題材として取り上げていることでした。重苦しい日常のなかで「絆」は心の支えになります。家族を通した多くの人々のふれあいに目を向け、温かい眼差しで見つめる写真人の目が、人々の心に夢を芽生えさせることでしょうか。写真はメッセージを画像で語る映像詩です。

このような特徴は、撮影者の美しい心と、豊かさを伝えてくれる「作品の語り」となり、「映像の文学性」を醸し出しています。身近な日常性のなかで、その一瞬の記録が、その時代を代表する雄大な作品になりえる可能性を持ちます。

「写真」とは、自分を越えた壮大な価値を生み出す可能性を持ち合わせています。撮影された1枚は、自分を語り、時代を語り、夢を語る壮大なアートなのです。十分心してカメラと対峙していただきたい。

映像のなかで、キラリと光るものを感じさせる作品を、見つけたときの喜び、その作品を真剣に読み取るときは大変に幸せを感じます。時折触れるこの瞬間が、審査の醍醐味だと申し上げたいのです。

《入選》

松岡 泰子

「お孫ちゃん」 宏鉄工業(株)

佐々木 泉

「今どきの恋」 (株)運動施設

豊田 利隆

「ランプウエー」 (株)ハヤシ商会

森岡 豊

「公衆電話の中で」 アドクリエイション(株)

秦 晴夫

「タックルされてもトライ」 (株)三泰製作所

中尾 義雄

「川面の光芒」 (有)クローバー

柳原 薫彦

「来たよ」 コーセン建設(株)

高岡 万幾子

「かわいい踊り子さん」 (株)村井商事

山下 哲也

「瀬戸内の赤陽」 (有)山下塗膜工業所

安田 勝彦

「秋幽画彩」 (株)NTT西日本ホームテクノ関西

佳作については紙面の都合上、作品名・氏名等は省略させていただきます。

卓球大会が開催されました

第56回大阪府社会保険協会卓球大会が、2月4日(土)大阪府立体育会館第一競技場において開催されました。

白熱した好ゲームが繰りひろげられました。結果は次のとおりです。



個人戦

男子の部

優勝 後岡 優太 <株式会社社会保険研究所>
準優勝 後藤 勉 <株式会社社会保険研究所>
第3位 宇和佐 哲也 <株式会社社会保険研究所>
第3位 高垣 敬太 <社福幸聖福社会 藤ミレニアム>

女子の部

優勝 物部 南砂 <社福幸聖福社会 藤ミレニアム>
準優勝 廣島 亜紀 <株式会社社会保険研究所>
第3位 木岡 真椰 <株式会社社会保険研究所>
第3位 田中 里実 <株式会社社会保険研究所>

団体戦

男子の部

優勝 (社福) 幸聖福社会 藤ミレニアム
準優勝 (株) 社会保険研究所
第3位 (株) 森川鑿泉工業所

女子の部

優勝 (社福) 幸聖福社会 藤ミレニアム
準優勝 (株) 社会保険研究所(A)
第3位 (株) 社会保険研究所(B)

健康ウォーク 開催について 掘とつつじ

- 主催 大阪ウォーキング連合
- 後援 財団法人 大阪府社会保険協会
- 開催日 平成24年5月12日(土) ※雨天決行
- 集合場所と時間 地下鉄/御堂筋線 なかもず駅 午前10時00分集合
- コース なかもず駅→金岡公園→大阪刑務所→浅香山公園→浅香山浄水場→大和川堤→大和川河川公園→遠里小野橋→長居公園→地下鉄・長居駅 } 約11km
※解散は午後3時頃の予定
- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方および被扶養者(健康保険組合の被保険者および被扶養者を含みます)。
※ただし、小学生以下は保護者同伴で完歩できる方に限ります。
- 参加費用 無料
下記参加申込書(コピー可)に記載のうえ、当日受付にご提出ください。
【持参されないと有料(500円)になりますのでご注意ください】
- 携行品 弁当・水筒・雨具のほか歩きやすい服装
- お問い合わせ先 (財)大阪府社会保険協会
〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階 電話 06-6445-3013

キリトリ線

「健康ウォーク」参加申込書

氏名(代表者)		男・女	歳
氏名		男・女	歳

代表者勤務先名称 _____ 電話 (_____)

勤務先住所 〒 _____

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

主催 大阪ウォーキング連合 後援 財団法人 大阪府社会保険協会

記事提供：日本年金機構・大手前年金事務所・全国健康保険協会大阪支部

発行所：財団法人 大阪府社会保険協会 ☎06-6445-3013 〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階

<http://www.osaka-shahokyo.or.jp/>